

年頭の ごあいさつ



横河電機健康保険組合
理事長 相澤 動太

新年明けましておめでとうございます。

事業主ならびに被保険者の皆さまには、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今、健康保険組合は平成 18 年度から始まった医療制度改革にともなう大きな変化の波にさらされています。

平成 20 年 4 月からは新しい高齢者医療制度がスタートしますが、すでに決定していた内容の一部（70 ～ 74 歳の自己負担割合 1 割から 2 割への引き上げ、後期高齢者医療制度創設に伴う被扶養者の方からの新たな保険料徴収）が、一定期間凍結されることになりました。今回の改正は、高齢者の方にも応分の負担をしていただくことにより、国民皆健康保険制度を堅持するためのものでしたが、凍結によってまた新たな財政負担が懸念されます。

一方、新しい高齢者医療制度を支えるために、健康保険組合では多額の支援金等を負担することになっており、健保財政はますます厳しい状況になっていきます。

さらに、私たち健康保険組合とは別の被用者保険である、政府管掌健康保険への国庫負担を削減して、その穴埋めとして健康保険組合から年間 750 億円もの負担を求める国からの協力要請が出されており、上部団体である健保連としても、その要請を一定の条件のもと、やむなく受け入れることとなりました。それによって当健康保険組合にも応分の負担が求められることになると思われます。

また、来年度からは、被扶養者を含めた 40 歳～74 歳の方全員を対象に特定健診と特定保健指導が始まり、保険者には、5 年後の目標として特定健診実施率 80%、特定保健指導実施率 45%、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者及びその予備軍の減少率 10%という目標が法的に義務づけられます。その目標を達成するためには、なによりも受診率の向上が必要となります。被保険者の方々は、事業主が実施する法定健診の結果を健康保険組合が事業主から受け取ることにより特定健診を実施したものとみなされますので、毎年行われる定期健診を間違いなく受診するようにしてください。また、被扶養者の方々は、健康保険組合より健診の案内が届きましたら必ず受診くださるようお願い致します。

今後、法的に義務づけされた特定健診・特定保健指導を実施していくなかでは、保健事業全体の思い切った見直しも必要であると考えており、人間ドックをはじめとする疾病予防事業の見直しも行っていくなかで、将来的には保険料率のアップについても検討していかなければならないと考えております。こうした厳しい状況下ですが、職員一丸となって皆さまの健康の維持・増進の担い手として、将来にわたり、組合財政の健全化と健康づくりへの取り組みをなおいっそう推し進めていく所存でありますので、これまで同様、ご理解とご協力を頂けますようお願い申し上げます。

最後に、皆さま方とご家族の方々の益々のご健勝をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成 20 年元旦